

個人住民税・所得税の改正について

個人住民税(市・県民税)と所得税を中心に主な税制改正について紹介します。

この税制改正により、65歳以上の方に対する課税が大幅に変更となります。このため今までは非課税であった方も多くの方が課税になり、新たに住民税申告または所得税確定申告の必要がでてきます。控除等の申告漏れにより不要な税金を負担することのないよう申告期間中(平成18年2月16日～3月15日)に適切に申告されるようお願いいたします。

◎老年者に関する改正事項

▼老年者控除がなくなります【個人住民税・所得税】

年齢65歳以上で合計所得金額1,000万円以下の方に適用されている老年者控除(所得税50万円・個人住民税48万円)が、個人住民税については平成18年度課税分から、所得税については平成17年分から廃止されます。



△寡婦・寡夫控除の適用範囲が広がります【個人住民税・所得税】

老年者控除が廃止されることに伴い、老年者控除と重複適用ができなかった寡婦・寡夫控除が65歳以上の方でも、一定要件を満たせば適用されるようになります。



また、寡婦・寡夫に該当する場合は、従来どおり合計所得金額が125万円以下であれば個人住民税は非課税になります。

☆寡婦控除(所得税27万円・個人住民税26万円)

次の条件のどちらかに該当する場合に寡婦控除を受けられます。

○夫と死別またはその生死が不明の時、前年の所得が500万円以下の方

○夫と死別、離婚またはその生死が不明の時で扶養している親族がある方。この場合は所得の制限はありません。

☆特定寡婦控除(所得税35万円・個人住民税30万円)

○寡婦で前年の所得が500万円以下で、かつ扶養している子どもがいる方

☆寡夫控除(所得税27万円・個人住民税26万円)

○妻と死別、離婚またはその生死が不明の時、前年の所得が500万円以下で、かつ扶養している子どもがいる方

▼65歳以上の方の公的年金等の所得計算が変わります【個人住民税・所得税】

65歳以上の方について、公的年金収入から所得を算出する際の計算式が、個人住民税については平成18年度課税分から、所得税については平成17年分から次のように改正されます。なお、65歳未満の方については現行どおりです。

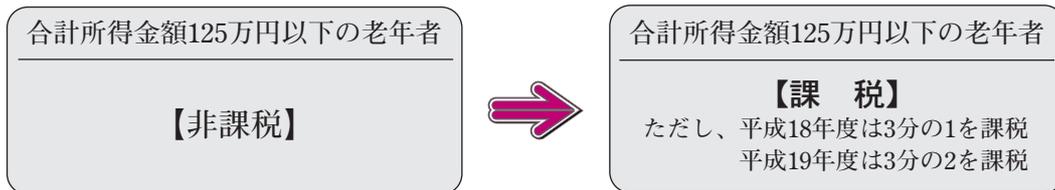
なお、この改正により、年金収入額が変わらなくても所得額が上昇しますので、今まで扶養親族として控除可能であった方が扶養親族として認められなくなる場合もあります。65歳以上の方を扶養親族としている方は、平成17年分年末調整及び所得申告の際にはご注意ください。

平成17年度(平成16年分年金収入) まで		平成18年度(平成17年分年金収入) から	
年金収入金額 (A)	年金所得金額	年金収入金額 (A)	年金所得金額
260万円未満	(A) - 140万円	330万円未満	(A) - 120万円
260万円以上460万円未満	(A) × 75% - 75万円	330万円以上410万円未満	(A) × 75% - 37万5千円
460万円以上820万円未満	(A) × 85% - 121万円	410万円以上770万円未満	(A) × 85% - 78万5千円
820万円以上	(A) × 95% - 203万円	770万円以上	(A) × 95% - 155万5千円

▼個人住民税の65歳以上の非課税措置がなくなります

65歳以上で合計所得金額125万円以下の方は、個人住民税が非課税とされていましたが、平成18年度からこの非課税措置が廃止されます。ただし、緩和措置として、昭和15年1月1日以前に生まれた方で合計所得金額が125万円以下の方は、18年度は1/3が課税され、19年度は2/3が課税されます。

65歳以上の方でも寡婦・寡夫、障害者に該当する場合は、従来どおり合計所得金額が125万円以下であれば非課税となります。



以上の改正により、65歳以上で収入が公的年金等のみの方の個人住民税の非課税限度額は、次のようになります。

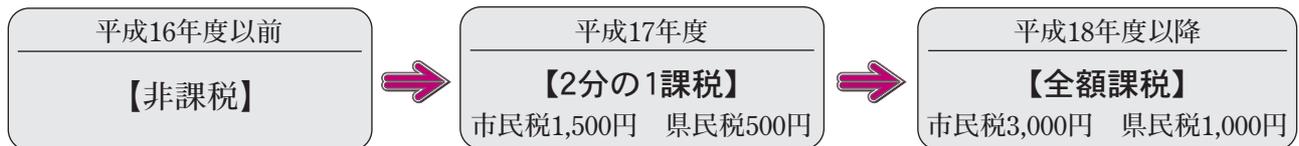
		17年度 (16年分年金収入)	→	18年度 (17年度分年金収入)から
住民税	均等割	2,666,667円まで非課税		1,480,000円まで非課税
	所得割	2,666,667円まで非課税		1,550,000円まで非課税
(参考) 所得税		2,280,000円まで非課税		1,580,000円まで非課税

※住民税の所得割と所得税は、扶養親族や社会保険料等の控除がないものとした場合のものです。

◎配偶者に関する改正事項

▼妻に対する個人住民税均等割非課税措置がなくなります

個人住民税の均等割を納める夫と同じ市内で生計を一にしている妻については、平成16年度までは均等割が非課税とされていましたが、平成17年度にこの非課税措置が廃止され、一定の所得(※非課税基準所得額)を超えている場合、平成17年度に1/2の額(市・県民税合わせて2,000円)が経過措置として課税されていました。平成18年度以降は全額(市・県民税合わせて4,000円)が課税されることになります。



※非課税基準所得額

前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人は市・県民税が非課税となります。

控除対象配偶者及び扶養親族がいない人 28万円

控除対象配偶者及び扶養親族がいる人 家族の人数(本人+控除対象配偶者+扶養親族の人数)×28万円+17万6千円

◎全体に関する改正事項

▼定率減税が縮小されます【個人住民税】

平成11年度課税分から景気回復対策として導入されてきた「定率減税」が縮小され、個人住民税の減税率は平成18年度課税分からこれまでの半分になります。

所得税については平成18年分所得からの適用になります。

	17年度住民税(16年分所得)	→	18年度住民税(17年分所得)
住民税	所得割額の15%相当額(4万円が上限)		所得割額の7.5%相当額(2万円が上限)

○国民年金保険料納付証明書の添付が義務付けられます【個人住民税・所得税】

平成17年分の年末調整及び確定申告から、国民年金保険料を社会保険料控除する場合には、社会保険庁が発行する「保険料納付証明書」の添付が義務付けられることになりました。

また、年末調整において社会保険料控除とした国民年金保険料がある場合には、給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「国民年金保険料等の金額」を記載することとされました。